

【新規申請のご案内】

○新規指定申請時に必要な書類等

提出書類・その他		添付書類・備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（表・裏） （第1号様式）		・事業所の位置図 ・事業所の写真（内観・外観）
機械器具調書（第1号様式 別表）		機械器具の写真 （管の切断用機械器具、管の加工用機械器具、 接合用の機械器具、水圧テストポンプ）
誓約書（第2号様式）		
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （第7号様式）		・給水装置工事主任技術者の免状の写し ・本人確認書類の写し（任意）
法人	定款の写し	代表者の原本証明が必要
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	発行日から3か月以内のもの
個人	住民票	発行日から3か月以内のもの
指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項		下表
指定申請手数料10,000円		事業者証交付時に納付

○指定日及び、事業者証の交付

- ・指定日は、申請書類を受け付けた後（1週間程度）となります。
- ・事業者証の交付は、水道局にて行いますので関係者の出席をお願いします。
- ・指定にあたっては、手数料の納付が必要となりますので、事業者証の交付にあわせて、指定の納付書で上下水道局にてお支払いください。

○指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項

事業の運営に関する基準（水道法第25条の8及び同法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事業の事業を運営していることを確認するため次の4項目について確認させていただきます。

	確認事項	添付書類
①	唐津市上下水道局が実施した指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）	
②	指定給水装置工事事業者の業務内容	
③	給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）	受講を証明する書類（受講者証等の写し）
④	過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況	資格を証明する書類（資格者証・講習会終了証等の写し）